

日向市立富高小学校  
日向中学校区 きずなプラン  
(学校いじめ防止基本方針)

はじめに	1
I いじめの未然防止を含んだ絆づくりの基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの定義	1
※ 日向市の絆づくりの考え方	
2 いじめの未然防止等に関する基本的な考え方	1
(1) いじめの未然防止	2
(2) いじめの早期発見	2
(3) いじめに対する措置	2
3 いじめの未然防止等に関する日向中学校区の基本的な考え方	2
II いじめの未然防止等のための対策の内容に関する事項	
1 いじめの未然防止等のための組織的対応	3
2 いじめの未然防止等のための組織	3
3 絆づくり等に関する取組	4
(1) いじめの防止	4
(2) いじめの早期発見・解決	5
(3) いじめに対する措置	5
(4) ネット上のいじめへの対応	7
4 その他の留意事項	7
(1) 組織的な指導体制	7
(2) 校内研修の充実	7
(3) 校務の効率化	8
(4) 学校におけるいじめの未然防止等の取組の点検・充実	8
(5) いじめ解消の判断	8
(6) 地域や家庭との連携について	8
(7) 関係機関との連携について	8
5 重大事項への対処	8
III その他いじめの未然防止等のための対策に関する重要事項	8
1 きずなプランの点検と必要に応じた見直し	8
【資料1】	9
【参考資料2】	13
【参考資料3・4】	14
【参考アクションプラン】	15

日向市立富高小学校 きずなプラン  
平成26年4月1日施行  
平成30年4月1日改定

## 日向中学校区 きずなプラン（いじめ防止基本方針）

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題のひとつとなっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、本校を含む日向中学校区では、全職員、全児童で、学校内外を問わず、みんなで助け合い協力し合って、いじめを根絶していこうとする心を持って学校を運営していこうと決意しました。いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」のもと、いじめの防止・解決のための組織を設置し、早急に問題に対処できる環境を整え、全教職員で共通理解をしていきます。その際、肉体的暴力だけにとらわれず、暴言や無視などといった精神的な苦痛を伴う全ての抑圧を対象としていきます。また、被害者本人がいじめと受け止めた場合にも、いじめと判断し早急に対処していく所存であります。いじめを早急に解決、もしくは未然に防ぐ手立てを取ることで、児童生徒が安心して学校に登校し、学習や運動に全力を注げるようになる環境を作ることができます。

さらに、日向中学校を中心とした小中連携を図ることで、児童生徒を長期間に渡って見守ることができ、それぞれの児童生徒の個々の面を十分に理解できるようになります。つまり、いじめの早期発見と早期解決につながってきます。また、連携を図ることで児童生徒のことを十分に理解でき、心身両面で支えていく環境を作ることでもあります。

我々は、いかなる場合でも、いじめを許さない心を持って対処し、どのような場合でも、被害者本人がいじめを受けたと感じるものであれば、いじめと認識し、いじめを行った児童に対して適切な指導を行っていくものです。その内容に関係なく、保護者への連絡を行い、加害児童の普段の様子や家庭での状況も把握し、両児童への心身面の配慮も行い、児童の健全な成長に寄与していくことで、本来の学校教育の在り方を構築していきます。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめ等の諸問題を未然に防止するための対策に関する基本的な方針を「市立日向中学校区きずなプラン」として定めるものとあります。

### I いじめの未然防止を含んだ絆づくりの基本的な方向に関する事項

#### 1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。（いじめ防止対策推進法第2条より）

#### 【日向市の絆づくりの考え方】

- 日向の子どもたち（小学校においては児童、中学校においては生徒）が、絆づくりや居場所づくり、基本的な生活習慣の育成等を念頭に置き、「あいさつ日本一」や心も磨く「無言清掃のまち『ひゅうが』」の取組を行う。
- 日向の子どもたちが、いじめの防止や「魅力ある学校づくり」のため、自主的に児童・生徒会活動などを行う。
- 「生活やいじめに関するアンケート」を義務づけ、いじめを早期発見するだけでなく、絆づくり等につながる人間関係の醸成等を推進する。

#### 2 いじめの未然防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、子どもや保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている子どもをしっかり守ります。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

(1) いじめの未然防止

いじめ問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てること、居場所づくり、絆づくりを目指します。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、子どもの言動に留意するとともに、何らかの子どもの変化を見逃すことなく、早期の対応に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた子どもの苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的にかつ継続的に対応します。

3 いじめの未然防止等に関する日向中学校区の基本的考え方

いじめや諸問題の未然防止のために、管理職や生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター等が、小中連携して、情報を共有することに努めます。中学校区全体で、子どもの居場所づくり、絆づくりに取り組みます。

必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携して、校区内で情報を共有することに努めます。

II いじめの未然防止等のための対策に関する事項

1 いじめの未然防止等のための組織的対応 ※【資料1】参照

全職員でいじめの未然防止、または早期発見、早期対応に当たるため、それぞれの立場で子どもたちに目配り、気配りをしていきます。そして、常に情報を共有し合い、子どもへの指導・支援を行います。

2 いじめの未然防止等のための組織

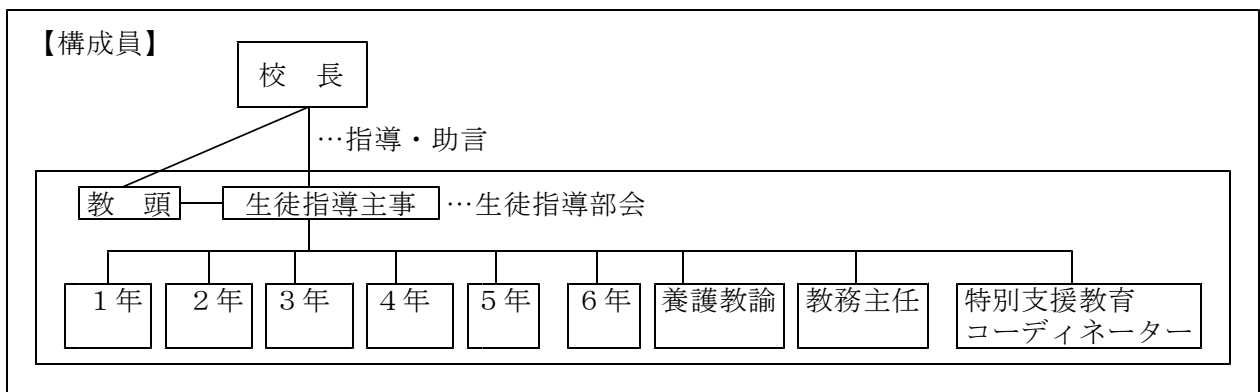
いじめの未然防止等を実効的に行うために、全職員が参加する「いじめ不登校対策委員会（以下、絆委員会）」を設置します。

なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。その際にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにも同席してもらい、連携を取り合います。

また、学期に1回程度、児童会との話し合いをもつなど、子どもの意見を積極的に取り入れていきます。

(1) 絆委員会を定期的開催する。

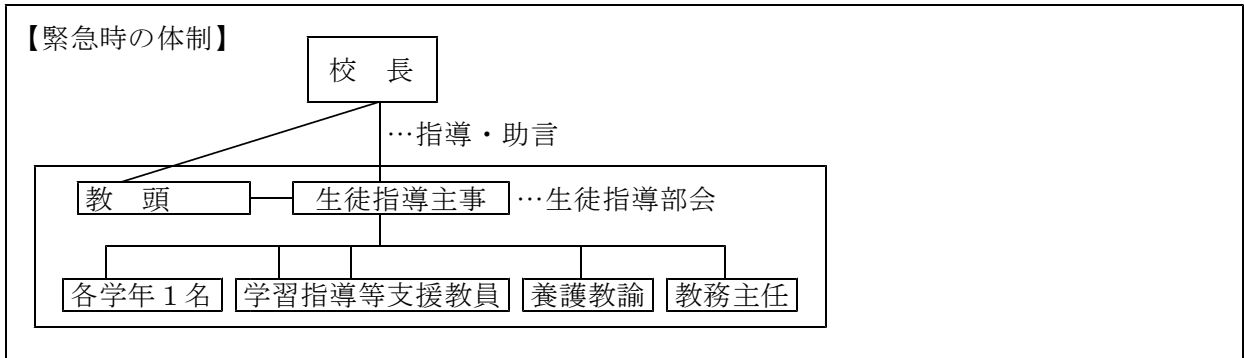
※ 校内での児童の人間関係を把握し検討しておく。



【活動】

- きずなプラン（学校いじめ防止対策基本方針）の推進
- きずなづくり指導計画の作成と校内研修の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめ等が疑われる子どもへの事案に対して、事実確認・対応方針の決定
- 配慮が必要な子どもへの支援方針の決定

(2) 緊急時、絆委員会を設置 ※委員長…学校長



(3) 各学年の代表者 1 名、学習指導等支援教員、養護教諭、教務主任で構成する。運営の進行は生徒指導主事が行い、教頭はそれを補佐する。

校長が常に全体の様子を把握し、掌握するため、生徒指導主事は連絡・報告・相談を行う。

(4) 毎月 1 回行われる悩みアンケートを基に、委員会で報告・連絡・相談を行う。

また、学期 1 回実施される教育相談の内容についても検討していく。

3 絆づくり等に関する取組 ※【資料 2】参照

学校はいじめ防止プログラムを作成し、学校長のリーダーシップのもと、全職員でいじめの根絶に取り組みます。

(1) いじめの未然防止

ア 子どもが主体の活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、子どもが主体となって絆づくりを行う活動の機会を年間を通じて設けます。

○ 異学年交流会の実施…みんなで遊ぶ日（全校で行う縦割り班毎の交流…学期 1 回）  
集会委員会の提案（代表委員会で話し合い）

○ 1 年生を迎える会・6 年生を送る会での交流

○ 学級活動等での話し合い活動の実施…クラスでの全体交流

○ 無言清掃の実施…みんなで協力し綺麗にすることへの授受感の達成

○ ボランティア活動の推進…6 年生を中心とした早朝ボランティア清掃活動（通年）

○ 登校班の関わり

（地域での縦割り班の関わりにより下級生をいたわり上級生を慕う人間関係づくり）

○ 朝のあいさつ運動（生活委員会を中心…朝のあいさつの中で児童の変容を感じ取る）

○ 先取りあいさつ全国ナンバー 1（主体的なあいさつ「おはようございます・こんにちは」）

・ 臨機応変な対応 …何かあったらすぐに臨時のすくすく会議や話し合いを持つ。

○ 朝の会や帰りの会の時間の充実

(イ) 子ども同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進します。

○ 生活委員会における相談箱の設置（悩み相談・善行児童の紹介など）

○ 特別活動等における子ども同士の相談活動の推進

○ 学級活動・代表委員会での話し合い活動…議題「いじめをなくすためには」

・ 一人ひとりがいじめをなくすための意識を高めていくために話し合い活動を行う。

○ 教育相談・悩みアンケートの活用…学級の様子を児童の目から記入してもらう。

イ 教職員が主体の活動

(ア) 子どもの規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。

○ 学年毎の授業研修

○ 一人ひとりの児童の実態に応じた授業計画・実施・展開

・ ワークシートや教材教具の有効な活用及び教育機器の活用

○ 職員相互の授業研究会の実施

・ 学年同士で見せ合える授業

○ 自分の意見を伝え合って、お互いの学びを深める場の設定

○ 人権・同和教育の全体での授業研

・ いじめや差別に対する職員の意識の強化

○ いじめ不登校対策委員会

・ 臨機応変な対応…何かあったらすぐに臨時の会議や話し合いを持つ。

(イ) 日常的に子どもが教職員に相談しやすい環境作りに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、子どもに寄り添った相談体制づくりを目指します。

- 悩み相談アンケートの実施…毎月1回(計11回)  
…気になる児童に対しては個別に相談

- 教育相談週間の設定
  - ・ 学期に1回3時間(年3回…6月・10月・1月実施)  
…児童により深く関わり、個別の相談を実施。

(ウ) 子どもの豊かな情操と道徳心を培ったり、人権感覚を育んだりすることを目指して、すべての教育活動を通じて道徳教育の充実を図ります。

- 「特別の教科 道徳」においていじめ問題について考え、議論する時間の設定
- 人権・同和教育の全体での授業研…いじめ・差別に対する意識の強化
- 一人ひとりの児童の実態に応じた授業計画・実施・展開(分かる授業)
  - ・ 学年・学年部で計画を立て、全てのも児童生徒へ配慮のある授業形態の構築

(エ) インターネット上のいじめを未然に防ぐために、情報モラル教育を実施します。

- 外部講師による講演会の実施
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の実施

(オ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

- PTA総会での学校方針(きずなプラン)説明
- 学校通信(生徒指導便り)を活用した絆づくり活動の報告
- 保護者を対象とした研修会(家庭・地域・学校教育の在り方等)の開催
- オープンスクールの実施(学校開放による児童理解と学校の取組の理解)
- 親父会との連携や地域見守り隊との連携を深めていくことで児童を知ってもらう。

## (2) いじめの早期発見

ア いじめられた子ども、いじめた子どもが発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。※【資料3・4】参照

イ 定期的に教育相談週間を設け、子どもや保護者が相談しやすい雰囲気作りを目指します。

- 教育相談週間の設定…学期1回(1回3時間×3学期・6月・10月・1月)
- いじめの相談窓口の周知(学校内でのいじめ相談窓口担当者を保護者に通知徹底)
- 教育相談週間の設定…
  - ・ 教育相談週間 …每学期1回(1回3時間×3回)  
個人面談を行い、児童生徒の心身の悩みをサポート

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての子どもを対象に定期的なアンケート調査を実施します。

- アンケートの実施…悩み相談アンケート(月1回…計11回)  
(記名・無記名方式を交互に行ったり、保護者アンケートを実施したりして、早期発見に努める。なお、アンケートについては毎月実施する。)  
月ごとに児童の悩みを把握→気になる児童との個別相談

- 諸検査・調査の積極的な活用  
(QU検査や県教育委員会の検査の結果も積極的に活用する。)  
全体で共通理解と事実確認→いじめ不登校対策委員会

エ いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する子どもに関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

オ 小中一貫の取組として、9年間の情報を確実につなぎ、いじめの事案に関しては、必要に応じて、情報共有と対策を講じます。

## (3) いじめに対する措置 ※【参考】いじめアクションプランによる

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- いじめられている子どもや通報した子どもの身の安全を確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの事実について管理職及び生徒指導主事(いじめ不登校対策委員会を構成するいずれかの職員)に速やかに通報します。

イ 情報の共有

- アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はいじめ不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

#### ウ 情報の整理

- いじめを認知したときは、初期の対応から解決に至るまで、必ず記録をして整理します。

#### エ 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告します。
- 子ども及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員ほか、子どもが話しやすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、子どもへのアンケート調査を行います。この場合には、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた子ども又はその保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象になる子どもやその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

#### オ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援等が必要な場合、市教育委員会や日向警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合、随時いじめ不登校対策委員会で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- いじめ不登校対策委員会の委員や学年職員と連携して、組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うにあたっては、以下の点に留意して対処します。

### いじめられた子どもとその保護者への支援

#### 【いじめられた子どもへの支援】

いじめられた子どもの苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた子どもの立場」で、継続的に支援していきます。

- ・ 安全・安心を確保する。
- ・ 心のケアを図る。
- ・ 今後の対策について、ともに考える。
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・ 温かい人間関係をつくる。

#### 【いじめられた子どもの保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にすなどの協力を求める。

### いじめた子どもへの指導又はその保護者への支援

#### 【いじめた子どもへの支援】

いじめは決して許されるものではないという毅然とした態度で、いじめた子どもの内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられた子どもの苦痛に気づかせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合には適切に懲戒を行う。(ただし、体罰は決して行わない。)

#### 【いじめた子どもの保護者への支援】

事実を把握したら、速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ 子どもや保護者の心情を配慮する。
- ・ いじめた子どもの成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには、保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば、保護者が相談できるような学校の体制を整える。

#### 【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。そのために、すぐに、報告・連絡・相談ができるような環境を整えていく。

## いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害の児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団、もしくは、関わりを持たないようにしてきた集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

### カ 関係機関への報告

- 校長は市教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、日向警察署へ通報し、連携して対応します。

### キ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

## (4) ネット上のいじめの対応

### ア ネットいじめとは

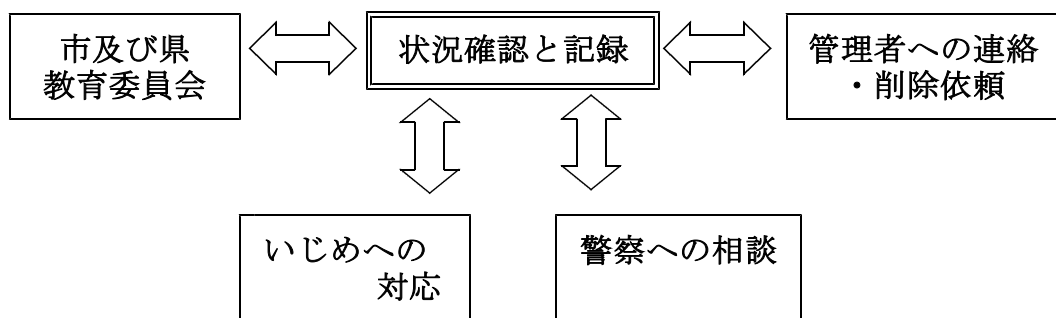
文字や画像を使い、特定の子どもの誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信すること、特定の子どもになりすまし、掲示板等に特定の子どもの個人情報に掲載し、社会的信用を貶める行為等のことであり、犯罪行為です。

### イ ネットいじめの予防（学校・家庭内ルールの作成など）

- 家庭でのネット利用の在り方について、通信や家庭教育学級等で保護者への啓発を図ります。
  - ・ 保健便り・生徒指導便り等の活用
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 子どもを対象とした講演会などで、ネット社会や防犯についての講話を実施します。
  - ・ 外部指導者を招いての授業の実施
- ネット利用に関する職員研修を実施します。

### ウ ネットいじめへの対処

- 被害者から訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどのより、ネットのいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

## 4 その他の留意事項

### (1) 組織的な指導體制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、きずなプランをもとにして学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急会議を開催し、指導方針を立て、いじめの解消に取り組みます。

### (2) 校内研修の充実

日向中学校区においては、きずなプランを活用した校内研修を実施し、絆づくりといじめ問題に

ついて、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの未然防止の取組を推進する研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研修を計画的に実施していきます。

### (3) 校務の効率化

教職員が子どもと向き合い、相談しやすい環境を作るなど、子どもの悩み解決等に、適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

### (4) 学校におけるいじめの未然防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの未然防止等の取組の充実を目指します。

### (5) いじめの解消の判断

単に謝罪をもっていじめの解消とせず、次に示す2つの要件が満たされていると学校長が判断したとき、「解消している」と判断します。

- ・ いじめに係る行為が止んでいること
- ・ 被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

判断に至るまでには、一定期間（3か月間を目安とする）を複数の教職員で確認するとともに、子どもや保護者から十分に聞き取りをした上で判断します。ただし、「解消している」と判断した後も、再発も可能性を考慮し、被害の子どもも、加害の子どもも注意深く見守ります。

### (6) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするために、PTAや学校評議員、地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

### (7) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。（教育委員会、日向警察署、日向市役所子ども課・福祉・医療関係との連携）

## 5 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のために組織に協力することとします。

- 子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - ・ 子どもが自殺を企画した場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
  - ・ 身体に重大な障害を負った場合
  - ・ 高額の金品を奪い取られた場合 など
- 子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

## Ⅲ その他いじめ未然防止等のための対策に関する重要事項

### 1 きずなプランの点検と必要に応じた見直し

(1) 学校のきずなプランの策定から3年を目途とし、国・県や市の動向等を勘案して、プランの見直しを日向中学校区で検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、プランについては、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

(2) 学校のきずなプランの内容について、ホームページ等で公表します。